

# ここまでやるのか! 安倍政権 検察支配の非道を暴く

## 厳正公平 不偏不党 を破壊する最後の「禁じ手」

日銀を支配してアベノミクスによる経済危機を招来し、内閣法制局を掌握して集団的自衛権行使容認に道を開いた現政権が、最後の禁じ手に乗り出した。黒川弘務東京高検検事長の定年を延長し、検察トップに据えようとしているのだ。狙いは何か。それはいかに非道か。「ニュース最前線」倉重篤郎が告発する。

黒川弘務東京高検検事長

露骨な「IR汚職事件」潰した!

倉重篤郎の  
ニュース  
最前線

やはりこの問題は取り上げざるを得ない。安倍晋三政権が、黒川弘務・東京高検検事長の定年を半年延長、検察トップの次期検事総長に充てようとしていることである。やっではない人事である。何よりも、現政権の行き過ぎた霞が関人事支配が、アンタツチャブルであった準司法機関にまで及んだことのは非である。

この政権には主要国家機関トップを意中の人物に切り替えることで、国の基本政策・路線を政権の意のままに転換してきた前歴がある。黒田東彦・日銀総裁には異次元金融緩和に踏み切らせ、小松一郎内閣法制局長官には集団的自衛権行使一部容認の道を開かせた。いずれも評価できない。異次元緩和は、つまるところ現役世代が将来世代の消費や投資を先食いする麻薬的性格を持つ政策だ。短期刺激策ならまだしも、7年近くも漫然と継続し、出口策もないまま日銀財務悪化、財政規律劣化というリスクを極大化させた罪はあまりにも重い。集団的自衛権行使容認も然り。その政府解任変更の法理は今振り返っても暴論と言わなければならない。自衛隊の海外での戦闘を解禁したことのツケも将来世代に重くのしかかるだろう。

この政権の人事の罪はそれだけではない。内閣人事局を使った一般省庁に対する一連の人事介入もそうだが、これについては国民財産である公文書を改ざん、廃棄するとういう、にわかには信じがたい付度官僚を生むに至ったことは、森友事件、桜を見る会疑惑で立証済みである。そして今回の検察人事だ。日銀、内閣法制局に続き、聖域視されてきた検察にまで「安倍印」をつきようというのだ。

一体、政権は黒川氏に何をさせようとしているのか。黒川氏が能吏であることを否定する者はいない。ただ、法務省官房長、事務次官を安倍政権下で7年余つとめたことから、官邸「側用人」としてその思惑通り動き過ぎるとの指摘がある。確かに、政権の意を踏まえ共謀罪などの実現に奔走する一方、政権の失点になるような事件捜査はこの間見当たらない。森友の公文書改ざんでは佐川宣寿・元国税庁長官ら関係者全員の不起訴処分を主導した、と聞く。私自身もこんな体験をした。某政界有力者が私の面前で黒川氏（当時は法務事務次官）に電話、ある事件について捜査の感触を取ってくれたことがあった。その融通無碍な対応を見て官邸が彼を手放さない理由がわかったような気がした。そんなふうに使ってきた人物を今度は無理やり検事総長に押し込もうというの

だから、政権が自ら事件捜査をコントロールしようとしていると疑われても仕方ない。愚かなことだと思っそう見られること自体が検察の威信を貶め、それがまた政権不信を倍加させる。問題はそれだけではない。この黒川人事、法的手続きにも疑義がある。定年延長が脱法行為にあたる、というのである。というのも、公務員の中でも検察官だけに適用される特別法たる検察庁法は、定年を検事総長は65歳、検事長を含む検察官は63歳と明記しており、2月8日に63歳となる黒川氏は、本来は7日に東京高検検事長職を最後に定年退職するはずであった。

それを1月31日の閣議で半年間の定年延長を決定、7月人事で検事総長への格上げの可能性を残したわけだが、延長の法的根拠に一般法である国家公務員法（公務に支障が生じる場合

の勤務延長容認）を使うのは、特別法が一般法に優先する法の常識に反する、というのだ。そもそも検事長の定年延長の前例はない。従ってこの人事、検察O

### 脱法どころか明確な検察庁法違反

あり得ない人事。定年延長を閣議決定したと聞いてマジック（魔法）だと思っ。検事は国家公務員の中でも特別な存在なので検察庁法という特別法がある。特別法は一般法に優先する。定年延長するなら国家公務員法を使うのではなく、その旨検察庁法に書き込まなければならぬ。その意味では脱法行為だと思っ。

「検察OBの集まりはこの話で持ち切りになる。準司法機関としての検察の独立性が侵されているのではないかとこの論点だ。時の政

Bの間ですこぶる不評である。まずは、佐々木知子弁護士（帝京大教授）に聞く。検事出身の元自民党参院議員という経歴を持つ。検事任官は黒川氏と同期だ。

権からの一定の独立性に検察の存在意義があった。巨悪を眠らせない、という姿勢で財界、政界をチェックしてきた。だからこそ、政治が暴走した時に検察がちゃんとやってくれる、という国民の信頼もあったし、検事のなり手もいた」

なぜ政権はそこまでして黒川検事総長を？

「法務省官房長、事務次官が長く（2011、19年）、『事件をもみ消す官邸の御用人』などと呼ばれてきた。安倍政権下では、小淵優子・元経済産業相の政治資金規正法違反事件や甘利明・元経済再生担当相（現



佐々木知子弁護士



# ここまでやるのか! 安倍政権 検察支配の非道を暴く

派による検察内部の派閥抗争があった。閣議決定直前で木内が辞表を提出、正面衝突は回避されたが、遺恨試合が残った。木内派検事が、大橋が顧問をしている企業の捜査で恨みを晴らした、といわれる」

今回も遺恨試合では? 昨年暮れ摘発されたIR(カジノ)利権をめぐる贈収賄(カジノ)事件がそうだとと思われるが?

「確かに、普通は捜査をやるにない時期に東京地検特捜部が強制捜査に入った。今回の定年延長人事はすでに昨年11月段階で固まってお

り、この人事に対する特捜からの反撃、メッセージだ」という見方もあるようだ」

遺恨試合で思い出したことがある。この政権は警備公安畑が中枢を支配している。内閣人事局長の杉田和博・官房副長官、北村滋・国家安全保障局長がそうだ。人事の背景に警備公安警察vs

来年2月まで定年延長したとしても、稲田さんの検事総長としての定年は来年8月までである。そこで稲田さんがやれば、黒川検事総長も吹っ飛ばす。検事総長の免職は、定年か、懲戒請求か、検察官適格審査会にかかるかしかなく、時の政権の一存ではできない」

佐々木氏の指摘通り、ここは検察一家、腹を据えてことを構える重要な局面だ。独立性を代償に政権に唯々諾々としていると、国民の信頼も優秀な後輩たちも失うことになりかねない。

検事正経験者の一人はもつと手厳しい。

「脱法どころか明確な検察庁法違反です。特別法には何歳で退官すると書いてあり、例外規定はない。閣議決定はうしろめたさの表れだ。内閣法制局もさることながら、法の番人たる法務省がなせもつと抵抗しなかったのか。法に携わる人間

として、そういう解釈は納得できない、とむしろ決然と辞めるのが筋だと思ふ」

誰が辞める?

「黒川氏が自ら退官の日に検察庁法に従って辞めるべきだった。あるいは、稲田検事総長が黒川氏にこんなことはおかしい、君だってやりにくいだろう、辞めたらどうかと言った方がいい。一緒に辞めるという手もある」

秋霜烈日(しゅうそうれいてつ)が泣く。

ここで渡邊文幸・元共同通信政治記者に登場願う。十数年法務省を担当し、歴代検事総長に食い込んだ検察ウオッチャーだ。「指揮権発動 造船疑獄と戦後検察の確立」(信山社、05年)、『検事総長 政治と検察のあいだで』(中公新書ラクレ、09年)の著書もある。

考えてみれば、かつては野党と検察の共闘があった。ロッキード、ダグラス・グラマン、リクルート、佐川急便など名だたる過去の大疑獄では、野党が国政調査権に基づき、証人喚問や参事人招致を連発、そのことが検察側にとって事件解明上のヒントになることが多々あったはずである。議院証言法違反を端緒に検察が立件した事件もあった。

渡邊氏は言う。「捜査中の事件であっても国会での調査はできる。憲法の国政調査権は、『事件の基盤になっ

たような出来事が起きていない。文在寅政権が検察幹部を入れ替えたことに対して検察側が猛反発、政権幹部への捜査を強化しているという。もともと検察権力が強い国である。文政権も手を焼いているという。

日本の場合も前出の検事正経験者に言わせると「元検事総長たちが抗議の血判状を出してもいい事件」となる。禁じ手の死角がどこまで広がるか。長期政権には予期せざる代償となる。

「私見だが、甘利さんのケース(16年3月、あつせん利得処罰法違反で刑事告発され、5月に嫌疑不十分で不起訴処分)は、証拠、証言がはつきりしており、筋のいい事件だった」

黒川氏の定年延長により、同期でライバルだった林眞琴・名古屋高検検事長の検事総長の目がなくなった。

「私たち司法修習35期任官組は53人。林、黒川両氏ともに優秀だった。林氏は最初から飛び抜けていた。黒川氏は要領のいい人という印象だ。ある意味、好対照かもしれない。いずれにせよ、官邸からいくら残れと言われても本人が辞めまされよ、という声もある」

稲田伸夫・検事総長が頑張る手もある。

「仮に、黒川氏がまた半年、

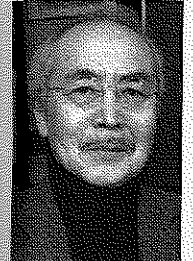
として、そういう解釈は納得できない、とむしろ決然と辞めるのが筋だと思ふ」

誰が辞める?

「黒川氏が自ら退官の日に検察庁法に従って辞めるべきだった。あるいは、稲田検事総長が黒川氏にこんなことはおかしい、君だってやりにくいだろう、辞めたらどうかと言った方がいい。一緒に辞めるという手もある」

秋霜烈日(しゅうそうれいてつ)が泣く。

ここで渡邊文幸・元共同通信政治記者に登場願う。十数年法務省を担当し、歴代検事総長に食い込んだ検察ウオッチャーだ。「指揮権発動 造船疑獄と戦後検察の確立」(信山社、05年)、『検事総長 政治と検察のあいだで』(中公新書ラクレ、09年)の著書もある。



渡邊文幸・元共同通信政治記者

「ロッキード事件の東京地裁の判決文を思い出す。事件が起きているのは仕方ないとして、起きた際いかに自浄能力を発揮できるか、が検察の使命で、それはある意味民主主義体制のスタビライザー(安定装置)のようなものだというのが、今の政権にそういう認識があるとは思えない」

政治の検察人事介入。過去に事例は?

「私の知る限りでは1件だ。吉田茂政権時代の1951年、当時の大橋武夫・法務総裁(法相)が検察ナンバー2の木内曾益・次長検事を札幌高検検事長に転出させる人事を行おうとしたのに対し木内が検察官の身分保障(検察庁法25条)を盾に拒否する『木内騒動』というのがあった。背景には思想検事系、経済検事系両

なくなる。異常なことだ」

検察の本来の役割が果たせなくなる。

「ロッキード事件の東京地裁の判決文を思い出す。事件が起きているのは仕方ないとして、起きた際いかに自浄能力を発揮できるか、が検察の使命で、それはある意味民主主義体制のスタビライザー(安定装置)のようなものだというのが、今の政権にそういう認識があるとは思えない」

政治の検察人事介入。過去に事例は?

「私の知る限りでは1件だ。吉田茂政権時代の1951年、当時の大橋武夫・法務総裁(法相)が検察ナンバー2の木内曾益・次長検事を札幌高検検事長に転出させる人事を行おうとしたのに対し木内が検察官の身分保障(検察庁法25条)を盾に拒否する『木内騒動』というのがあった。背景には思想検事系、経済検事系両